

平成27年度裁判官の配置, 裁判事務の分配, 代理順序及び開廷日割

- 平成26年12月19日制定—
 - 平成27年 1月13日制定—
 - 平成27年 1月19日制定—
 - 平成27年 3月 9日制定—
 - 平成27年 3月11日制定—
- (平成27年4月1日施行分)

高 知 地 方 裁 判 所

第1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

1 高知地方裁判所本庁

(1) 裁判官の配置

別紙第1のとおり

(2) 裁判事務の分配

ア 民事事件

別紙第2のとおり

イ 刑事事件

別紙第3のとおり

(3) 新任判事補の研鑽中の事件処理

民事部総括裁判官及び刑事部総括裁判官は、前記の定めにかかわらず、新任判事補に事件処理をさせることができる。

2 支部

(1) 裁判官の配置

別紙第4の(1)のとおり

(2) 裁判事務の分配

別紙第4の(2)のとおり

3 簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

別紙第5のとおり

(2) 裁判事務の分配

別紙第6のとおり

4 事件分配の方法

割合をもって事件の分配を定めたものについては、それぞれ事件の種別ごとに受付の順序に従って順次これを分配する。ただし、次のとおり調整するほか、別紙第2のアの(ア)のうち、擬制労働訴訟事件については、その訴え提起が擬制

される前の労働審判事件を担当した裁判官以外に分配する。この場合には、その直後に受け付けた新件で調整する。

(1) 民事事件

ア 民事単独係においては、当事者の合計数が10人を超えるごとに1件を加算した件数として調整する。

イ 別紙第2のアの(イ)においては、一方当事者の合計数が2人以上の場合には、1件を加算した件数として調整する。

ウ 別紙第2のアの(ア)のうち、擬制労働訴訟事件においては、複数の事件であっても、その訴え提起が擬制される前の労働審判事件の件数（イの調整前の件数）が1件の場合には、1件として調整する（ただし、アの適用を排除しない。）。

エ 特別の事情のため、上記アからウの定めによりがたいときは、所長の定めるところによる。

(2) 刑事事件

刑事単独係においては、被告人の数が複数の事件は、2人を超えるごとに1件を加算した件数として調整する。

5 本庁及び管内簡易裁判所並びに両者相互間における事務分配の変更

(1) 関連する事件が複数の部又は裁判官に係属したときは、関係の部又は裁判官が協議の上、これを一の部又は裁判官に分配替えすることができる。この場合には、その直後に受け付けた新件で調整する。

(2) 行政処分の執行停止を求める事件は、当該行政訴訟事件の係属する部に分配する。

(3) 労働訴訟事件及び知的財産権関係事件に関する保全命令・異議・取消事件は、当該労働訴訟事件又は知的財産権関係事件の係属し、若しくは係属すべき部に分配する。

(4) 保全異議・取消事件の係属中に提起された本案事件は、当該保全異議・取

消事件の係属する部又は係に分配する。

- (5) 本案事件の係属中に提起された保全命令事件，保全異議・取消事件は，当該本案事件の係属する部又は係に分配する。
- (6) 民事事件における除斥及び忌避事件の分配を受けるべき部に申立てを受けた裁判官その他の職員が属するときは，これを他の民事部に振り替えて分配する。刑事事件における忌避及び回避事件の分配を受けるべき刑事部に申立てを受けた裁判官その他の職員が属するときは，これを民事各部に順次分配する。
- (7) 高知地方裁判所本庁の選任した破産管財人が当事者として本庁に提起し，あるいは，提起された訴訟事件は，当該破産事件を担当した裁判官の係には分配しない。
- (8) 須崎支部・簡易裁判所の令状請求事件のうち，勤務時間外に処理すべきものは，高知地方裁判所本庁又は高知簡易裁判所の裁判官が処理する。また，支部又は簡易裁判所裁判官が差し支えのため，令状処理ができない場合も同様とする。
- (9) 安芸支部・簡易裁判所の令状請求事件のうち，勤務時間外に処理すべきものは，高知地方裁判所本庁又は高知簡易裁判所の裁判官が処理する。また，支部又は簡易裁判所裁判官が差し支えのため，令状処理ができない場合も同様とする。
- (10) 中村支部・簡易裁判所の令状請求事件のうち，勾留請求事件で勤務時間外に処理すべきものは，高知地方裁判所本庁又は高知簡易裁判所の裁判官が処理する。また，支部又は簡易裁判所裁判官が差し支えのため，令状処理ができない場合も同様とする。
- (11) 高知簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所の受理した民事及び刑事の再審事件，差戻し事件並びに正式裁判申立事件の処理は，次のとおりとする。

ア 須崎簡易裁判所に関するもの

高知簡易裁判所の裁判官が順次処理する。

イ 安芸簡易裁判所に関するもの

高知簡易裁判所の裁判官が順次処理する。

ウ 中村簡易裁判所に関するもの

- (ア) 民事及び刑事の再審事件，差戻し事件（イ）に定めるものを除く。）並びに正式裁判申立事件

全 部 簡易裁判所判事 伊 藤 拓 也

- (イ) 民事及び刑事の再審事件，差戻し事件の内，原審で簡易裁判所判事伊藤拓也が関与した事件

全 部 簡易裁判所判事 西 村 忠 志

6 本庁及び高知簡易裁判所における事件分配の停止及び停止解除後の措置

- (1) 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき，又は一の一部あるいは裁判官に係属する事件が著しく多数に達したとき，その他相当の理由があるときは，所長は，その事件の民・刑の種別に従い，民事部又は刑事部の総括裁判官及び関係裁判官の意見を聴いた上，相当の期間，その部又は裁判官に対する事件の分配の全部若しくは一部を停止し，あるいはその部又は裁判官に係属する事件の全部若しくは一部を他の部又は裁判官に分配替えすることができる。
- (2) 事件の分配の停止を解除した後において，その裁判官の係属事件数が減少し，他の裁判官との間に著しく不均衡が生じた場合には，所長は，これを調整するため，民事部又は刑事部の総括裁判官及び関係裁判官の意見を聴いた上，必要な措置をとることができる。
- (3) 分配された事件を当該裁判官で処理することが相当でないときは，所長は，当該裁判官の申出により，その事件の民・刑の種別に従い，民事部又は刑事部の総括裁判官の意見を聴いた上，これを他の裁判官に分配替えすることができる。この場合においては，その直後に受け付けた新件で調整する。

7 本庁及び支部並びに支部相互間における事務分配の変更

- (1) 相関連する事件が本庁と支部又は複数の支部に係属したときは、関係の部又は裁判官が協議の上、これを一の部又は裁判官に分配替えすることができる。
- (2) 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないときは、所長は、当該部又は裁判官の申出により、その事件の民・刑の種別に従い、民事部又は刑事部の総括裁判官の意見を聴いた上、これを支部に回付することができる。
- (3) 支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、所長は、当該裁判官の申出により、その事件の民・刑の種別に従い、民事部又は刑事部の総括裁判官の意見を聴いた上、これを本庁又は他の支部に回付することができる。

8 令状請求事件の担当裁判官の変更

本庁、各支部及び各簡易裁判所における令状請求事件について、その担当裁判官が処理することが裁判の公正を維持する上で不相当と考えられる事情がある場合には、所長は、当該事件を他の裁判官に処理させることができる。

9 被疑者国選弁護に関する処分事件の担当裁判官

- (1) 勾留請求時の被疑者に関するものは、本庁、各支部及び各簡易裁判所における勾留担当裁判官が担当し、勾留後の被疑者に関するものは、本庁及び高知簡易裁判所の裁判官が担当する。
- (2) 管内簡易裁判所の事務は高知簡易裁判所裁判官にその職務を行わせる。

第2 裁判官の代理順序

1 高知地方裁判所本庁

- (1) 裁判長に差し支えがある場合は、次のとおり代理する。

第一民事部及び第二民事部について、判事補（特例）杉浦一輝

刑事部について、判事補（特例）石原和孝

- (2) 第一民事部と第二民事部とは、相互に代理する。
- (3) 民事訴訟事件等の単独係裁判官に差し支えがある場合は、次のとおり代理する。
- ア 民事第一係は民事第二係が代理し、民事第二係は民事第一係が代理する。
- イ 民事第三係は民事第四係が代理し、民事第四係は民事第三係が代理する。
- (4)
- ア 別紙第2のアの(エ)のa及びb, (キ), (ク), (ケ), (コ), (サ), (シ), (セ), (ソ), (タ), (チ)の事件の担当裁判官に差し支えがある場合は、当該裁判官の次（直近右列）に記載する裁判官が代理し、最後（最右列）に記載の裁判官は、最初（最左列）に記載の裁判官が代理する。
- イ 別紙第2のアの(エ)のd及び(カ)の事件の担当裁判官に差し支えがある場合は、判事酒井孝之が代理し、同裁判官に差し支えがある場合は、判事補（特例）杉浦一輝が代理する。
- ウ 別紙第2のアの(ス)の事件の担当裁判官に差し支えがある場合は、判事補（特例）杉浦一輝が代理する。
- エ 別紙第2のアの(エ)のcの事件の担当裁判官に差し支えがある場合は、判事酒井孝之が代理する。
- (5) 刑事部裁判官全員に差し支えがあるときは、第一民事部及び第二民事部が交互に代理する。
- (6) 刑事第一係は刑事第二係が代理し、刑事第二係は刑事第三係が代理し、刑事第三係は刑事第一係が代理する。
- (7) 特別の事情のため、上記(1)から(6)の定めによりがたいとき及び上記各項掲記以外の事件について担当裁判官に差し支えがある場合は、所長の定めるところによる。各部の裁判長以外の裁判官に差し支えがある場合も同様とする。

2 支部

- (1) 各支部の裁判官に差し支えがある場合は、勤務時間内においては次の裁判

官が、勤務時間外においては、あらかじめ所長が定める裁判官が代理する。

ア 須崎支部	判 事 補 (特例)	杉 浦 一 輝
イ 安芸支部	判 事 補 (特例)	泉 地 賢 治
ウ 中村支部	判 事 補 (特例)	石 原 和 孝

(2) 特別の事情のため、上記(1)によりがたいときは、所長の定めるところによる。

3 簡易裁判所

(1) 各簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

ア 高知簡易裁判所

簡易裁判所判事萩原高德が差し支えの場合

簡易裁判所判事 山 本 恵 三

簡易裁判所判事山本恵三が差し支えの場合

簡易裁判所判事 丹 生 谷 定 利

簡易裁判所判事丹生谷定利が差し支えの場合

簡易裁判所判事 萩 原 高 德

簡易裁判所判事渡辺高が差し支えの場合

簡易裁判所判事 萩 原 高 德

簡易裁判所判事 山 本 恵 三

イ 須崎簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合

高知簡易裁判所の裁判官。ただし、簡易裁判所判事酒井孝之が出勤して即日処理が可能な事件については同簡易裁判所判事。なお、勤務時間外においては、あらかじめ所長が定める裁判官が代理する。

ウ 安芸簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合

高知簡易裁判所の裁判官。ただし、簡易裁判所判事道場康介が出勤して即日処理が可能な事件については同簡易裁判所判事。なお、勤務時間外においては、あらかじめ所長が定める裁判官が代理する。

エ 中村簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合

簡易裁判所判事伊藤拓也が差し支えの場合

簡易裁判所判事 西 村 忠 志

簡易裁判所判事西村忠志が差し支えの場合

簡易裁判所判事 伊 藤 拓 也

なお、勤務時間外において、上記の裁判官に差し支えがある場合、あらかじめ所長が定める裁判官が代理する。

- (2) 特別の事情のため、上記(1)によりがたいときは、所長の定めるところによる。

第3 司法行政事務及びその代理順序

1 高知地方裁判所本庁

- (1) 所長に差し支えがある場合は、判事武田義徳又は判事石丸将利が、その順によりその職務を代理し、これによりがたいときは、所長の指名する他の裁判官が、その職務を代理する。
- (2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合は、当該部の他の裁判官が、第1の1の(1)「裁判官の配置」に記載の順序に従い、その職務を代理する。

2 支部

- (1) 司法行政事務を取り扱う裁判官

須崎支部 判 事 酒 井 孝 之

安芸支部 判 事 補 (特例) 道 場 康 介

中村支部 判 事 補 (特例) 伊 藤 拓 也

- (2) 司法行政事務を取り扱う裁判官に差し支えがある場合は、次の裁判官がその職務を代理する。

須崎支部 判 事 補 (特例) 杉 浦 一 輝

安芸支部 判 事 補 (特例) 泉 地 賢 治

中村支部 判 事 補 (特例) 石 原 和 孝

3 簡易裁判所

(1) 司法行政事務を取り扱う裁判官

高知簡易裁判所 司法行政事務掌理裁判官

簡易裁判所判事 朝 山 芳 史

須崎簡易裁判所 司法行政事務掌理裁判官

簡易裁判所判事 西 村 忠 志

安芸簡易裁判所 司法行政事務掌理裁判官

簡易裁判所判事 渡 辺 高

中村簡易裁判所 司法行政事務掌理裁判官

簡易裁判所判事 伊 藤 拓 也

(2) 司法行政事務を取り扱う裁判官に差し支えがある場合は、次の裁判官がその職務を代理する。

高知簡易裁判所 簡易裁判所判事 萩 原 高 徳

須崎簡易裁判所 簡易裁判所判事 酒 井 孝 之

安芸簡易裁判所 簡易裁判所判事 道 場 康 介

中村簡易裁判所 簡易裁判所判事 西 村 忠 志

(3) 特別の事情のため、上記(2)によりがたいときは、所長の定めるところによる。

第4 開廷日割

別紙第8のとおり

附 則

この定めは、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年1月27日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年4月1日から施行する。

別紙第1

裁判官の配置（本庁）

		朝山芳史	石丸将利	酒井孝之	杉浦一輝	泉地賢治	高木晶大	大門 全	武田義徳	石原和孝	道場康介	稻井雄介
		判 事 (所 長)	判 事	判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補	判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補
民事合議部	第一民事部	裁 判 長		○ (兼)	○ (兼)	○ (兼)	○ (兼)	○ (兼)				
	第二民事部		裁 判 長	○	○	○	○	○				○ (兼)
民事単独係	民事第一係		○									
	民事第二係				○							
	民事第三係			○								
	民事第四係					○						
刑事合議部									裁 判 長	○	○	○
刑事単独係	刑事第一係									○		
	刑事第二係										○	
	刑事第三係								○			

ア 民事事件	担当部・裁判官	朝山芳史	石丸将利	酒井孝之	杉浦一輝	泉地賢治	高木晶大	大門 全
		判事 (所長)	判事	判事	判事補 (特例)	判事補 (特例)	判事補	判事補
(ア) 第一審通常訴訟事件、手形訴訟・小切手訴訟事件、労働訴訟事件(労働審判法第22条ないし第24条により、訴え提起が抑制された事件(以下「抑制労働訴訟事件」という。))を含む。))及び破産法所定の各訴訟事件(以下「民事訴訟事件等」という。))			4/22	6/22	6/22	6/22		
(イ) 控訴事件、抗告事件、行政訴訟事件、地方自治法第242条の2第1項4号の訴訟に敗訴した地方公共団体が当該職員又は怠る事実の相手方に対して行う損害賠償請求及び不当利得返還請求事件、国家賠償請求事件(ただし、合議相当でない事件を除く。)、知的財産権関係事件、人身保護事件、会社更生事件及びその他の裁定合議事件	第二民事部		○	○	○	○	○	○
(ロ) 除斥・忌避事件	第一民事部 1/2	○		○	○	○	○	○
	第二民事部 1/2		○	○	○	○	○	○
(ハ) 破産・免責事件、民事再生事件及び承認援助事件	a 破産管財人処理事件(同事件に伴う免責事件を含む。)		1/4		2/4	1/4		
	b 同時廃止及び免責事件						1/2	1/2
	c 民事再生事件、承認援助事件				○			
	d 個人再生事件					○		
(ニ) 差戻し事件及び再審事件	a 原裁判が合議体で審理裁判された事件(ただし、原裁判に関与した裁判官を除いては合議体を構成することができないときを除く。)	第二民事部		○	○	○	○	○
	b 原裁判が合議体で審理裁判された事件(ただし、第二民事部において関与した裁判官を除いては合議体を構成することができないときに限る。)	第一民事部	○		○	○	○	○
	c 原裁判が単独体で審理裁判された事件							
(ホ) 各種調停事件(受訴裁判所が自ら処理するものを除く。)			○					
(ヘ) 共助事件、証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件							1/2	1/2
(セ) 保全命令事件(要審尋事件を除く。)、債権及びその他の財産権に対する強制執行事件、債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件、民事雑事件及び民事執行雑事件(債権及びその他の財産権に関するもの)				1/5			2/5	2/5
(ソ) 保全命令事件(要審尋事件)					1/3	1/3	1/3	
(タ) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件							1/2	1/2
(チ) 強制執行事件(ロ及びリ記載の事件に関するものを除く。)、担保権の実行としての競売等申立事件、企業担保権実行事件及び民事執行雑事件(ロ及びリ記載の事件に関するものを除く。)	※ただし、強制管理・担保収益不動産執行事件については、各5分の1ずつ分配する。		1/10 (※1/5)	3/10 (※1/5)		2/10 (※1/5)	2/10 (※1/5)	2/10 (※1/5)
(ツ) 財産開示事件			1/2	1/2				
(テ) 商事非訟事件(特別清算を含む。)、民事非訟事件、過料事件、借地非訟事件、公示催告事件、船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件				○				
(ト) 保護命令事件				1/4	1/4	1/4	1/4	
(ト) 保全異議・取消事件				1/3	1/3	1/3		
(ト) 仲裁関係事件					1/2	1/2		
(ト) 労働審判事件			1/4	1/4	1/4	1/4		

裁判事務の分配（本庁刑事部）

イ 刑事事件	担当部・裁判官	武田 義徳	石原 和幸	道場 康介	稲井 雄介	泉地 賢治	高木 晶大	大門 全
		判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補
(ア) 公判請求事件、忌避・回避事件、刑事訴訟法第262条による付審判請求事件、同法第38条の4による過料事件、麻薬特例法(平成3年法律第94号)第5章の没収・追徴の保全に関する処分事件(第一回公判期日後のもの)及び組織的犯罪処罰法(平成11年法律第136号)第4章の没収・追徴の保全に関する処分事件(第一回公判期日後のもの)	合議事件	○	○ (裁判員 全部 非裁判員3/4)	○ (非裁判員1/4)	○			
	単独事件	4/12 (第三係)	4/12 (第一係)	4/12 (第二係)				
(イ) 訴訟費用免除申立事件及び刑事補償請求事件		原裁判をした合議部又は単独係						
(ウ) 刑事訴訟法第226条、同法第227条による証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件及び刑の執行猶予言渡取消事件					○			
(エ) 刑事訴訟法第429条による(他の法律において準用する場合を含む。)準抗告事件		別紙第7のとおり						
(オ) 刑事訴訟法第430条による準抗告事件			1/2	1/2				
(カ) 令状請求事件					※ 6/8		※ 1/8	※ 1/8
(キ) 公訴提起後第一回公判期日前の勾留に関する処分事件(保釈請求事件を除く)、被疑者国籍弁護に関する処分事件、麻薬特例法第5章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起前及び公訴提起後第一回公判期日前のもの)及び組織的犯罪処罰法(平成11年法律第136号)第4章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起前及び公訴提起後第一回公判期日前のもの)	合議事件	※ただし、勤務時間外に処理すべきものは、あらかじめ所長が定める裁判官が、第一回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留状を発した裁判官(勾留の延長決定後は、当該延長決定をした裁判官)がそれぞれ処理する。						
	単独事件				第1順位		第2順位	第3順位
(ク) 公訴提起後第一回公判期日前の保釈請求事件。なお、担当裁判官に差し支えがあるときは、上記のとおり担当する。	合議事件	※ただし、勤務時間外に処理すべきものは、あらかじめ所長が定める裁判官が処理する。						
	単独事件		※判事補(特例)石原和幸に分配された事件及び判事補(特例)道場康介に分配された事件の第1順位	※判事武田義徳に分配された事件及び判事補(特例)道場康介に分配された事件の第2順位	※判事武田義徳に分配された事件及び判事補(特例)石原和幸に分配された事件の第2順位		第3順位	第1順位
(ケ) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務		※ただし、勤務時間外における武田義徳判事以外の令状当番裁判官は、同判事の原記録保管事務を代理する。						
(コ) 刑事雑事件(別に定めるものを除く。) ※ただし、係属中の公判請求事件及び再審事件に付随するものは、当該事件の係属する部又は係で処理する。		※○						
(カ) 差戻し事件及び再審事件	原裁判が合議体で審理裁判された事件及び裁定合議再審事件	刑事部(ただし、原裁判に関与した裁判官を除く。)						
	原裁判が単独体で審理裁判された事件	公判請求事件の刑事単独係への事務分配の例による。ただし、原裁判に関与した裁判官以外の刑事単独係に分配する。						

裁判事務の分配（本庁刑事部）

イ 刑事事件	担当部・裁判官	武田 義徳	石原 和孝	道場 康介	稲井 雄介	泉地 賢治	高木 晶大	大門 全	
		判 事	判 事 補 (特例)	判 事 補 (特例)	判 事 補	判 事 補 (特例)	判 事 補	判 事 補	
シ 心神喪失者医療観察法(平成16年法律第110号)による審判手続事件	a 各種処遇事件(法33条1項, 49条1項・2項, 50条, 54条1項・2項, 55条, 59条1項・2項の規定による申立てに係る事件)及び競合する処分の調整の申立て(法76条1項・2項)に係る事件の審判を担当する裁判所の構成員となる裁判官	(a) (b)の場合以外 (b) 抗告審, 再抗告審において地裁の決定が取り消されて差し戻された場合(法68条2項本文, 71条2項後段)の各種処遇事件の審判を担当する裁判所の構成員となる裁判官	※ただし, 原決定に関与した裁判官を除く。	1/2	1/2				
	b 鑑定入院命令(法34条1項前段, 60条1項前段)に係る手続を担当する裁判官			第3順位	第2順位	第4順位	第1順位		第5順位
	c 鑑定入院先の指定を変更する命令(規則61条2項, 85条1項)に係る手続を担当する裁判官			○	○				
	d 法41条1項の決定があった場合に対象行為の存否に関する審理裁判を担当する裁判官			裁判長	○		○		
	e 精神保健審判員が任命される前の各種通知(規則39条1項, 50条, 72条, 74条, 78条, 80条, 84条)を担当する裁判官			○	○				
	f 地裁の裁判官, 精神保健審判員又は書記官に関する除斥の決定(規則8条1項)を担当する裁判官	刑事部		○	○	○	○		
	g 嘱託による事実の取調べ(法24条2項)を担当する裁判官			第3順位	第2順位	第4順位	第1順位		
	h 裁判官の処分に対する不服申立て(法72条1項)に係る手続を担当する裁判官			別紙第7に準じる					
	i 裁判所の処分に対する異議(法73条1項)に係る手続を担当する裁判官			別紙第7に準じる					
	j 違反状の請求(法99条5項)に係る手続を担当する裁判官			第3順位	第2順位	第4順位	第1順位		第5順位
ク 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する事件	a 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条1項による事件, 同法第41条3項による事件及び同法第43条1項による事件		第一民事部1/2 第二民事部1/2						
	b 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条, 同法第42条第1項及び同法第94条1項による各異議申立事件		第一民事部1/2 第二民事部1/2						

裁判官の配置（支部）

(1) 裁判官の配置

	酒井孝之	道場康介	伊藤拓也
	判事	判事補 (特例)	判事補 (特例)
須崎支部	○		
安芸支部		○	
中村支部			○

(2) 裁判官の事務分配

		担当部・裁判官	酒井孝之	道場康介	伊藤拓也
			判事	判事補 (特例)	判事補 (特例)
須崎支部	全部		○		
安芸支部	全部(別に定めるものを除く。)			○	
中村支部	全部				○

裁判官の配置（簡易裁判所）

	萩原高德	山本恵三	丹生谷定利	渡辺高	西村忠志	伊藤拓也
	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事
高知簡易裁判所	○	○	○	○		
須崎簡易裁判所					○	
安芸簡易裁判所				○		
中村簡易裁判所					○	○

	担当裁判官	萩原 高德	山本 恵三	丹生 谷定利	渡辺 高	西村 忠志	伊藤 拓也
		簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事
ア 高知簡易裁判所							
ア 高知簡易裁判所	① 民事通常訴訟事件、手形訴訟・小切手訴訟事件		1/3	1/3	1/3		
	① 少額訴訟事件	3/6	1/6	1/6	1/6		
	② 各種調停事件(受訴裁判所が自ら処理するものを除く。)	1/3	1/3	1/3			
	③ 公示催告事件、過料事件、督促事件及び支払督促に関する訴訟移行前の付随事件	○					
	④ 保金命令事件、即決和解事件、民事共助事件及び民事継事件	1/3	1/3	1/3			
	⑤ 保金異議・取消事件、少額訴訟債権執行手続に付随する事件	1/3	1/3	1/3			
	⑥ 刑事事件(別に定めるものを除く。)	○					
	⑦ 略式命令請求事件						
	a 交通切符即日処理事件	○					
	b 特命事件	水・金曜日の1/2、第2木曜日	月・火曜日の1/2、第1・第3・第4・第5木曜日	月・火・水・金曜日の1/2			
	c その他		1/2	1/2			
	⑧ 正式裁判申立事件						
	a 簡易裁判所判事萩原高德がした略式命令に対するもの		1/2	1/2			
	b その他のもの	○					
	⑨ 刑事訴訟法第463条の通常の審判		1/2	1/2			
	a 簡易裁判所判事萩原高德がした略式命令に対するもの						
	b その他のもの	○					
	⑩ 令状請求事件(警察官職務執行法第3条3項に基づく保護許可状を含む。)及び被疑者国選弁護に関する処分事件	※ただし、勤務時間外に処理すべきものは、あらかじめ所長が定める裁判官が、第一回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留状を提出した裁判官(勾留の延長決定後は当該延長決定をした裁判官)がそれぞれ処理する。	※水・金曜日の1/2、第2木曜日	※火曜日の1/2、第1・第3・第4・第5木曜日	※火・水・金曜日の1/2		
	⑪ 刑事訴訟法第226条、同法第227条による証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、公訴提起後第一回公判期日前の勾留に関する処分事件、麻薬特例法第5章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起後第一回公判期日前のもの)、組織的犯罪処罰法(平成11年法律第136号)第4章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起後第一回公判期日前のもの)及び心神喪失者等医療観察法(平成15年法律第110号)第24条2項の嘱託による事実の取調べ事件	※ただし、勤務時間外に処理すべきものは、あらかじめ所長が定める裁判官が処理する。		※1/2	※1/2		
	⑫ 差戻し事件及び再審事件						
	a 民事事件	1/3	1/3	1/3			
	b 刑事事件	1/3	1/3	1/3			
	⑬ 本山出張調停事件	○					
イ 須崎簡易裁判所	全部(別に定めるものを除く。)					○	
ウ 安芸簡易裁判所	全部(別に定めるものを除く。)				○		
エ 中村簡易裁判所	① 民事通常訴訟事件、手形訴訟・小切手訴訟事件、少額訴訟事件、公示催告事件、過料事件、支払督促に関する付随事件、即決和解事件、民事共助事件及び民事継事件、保金異議・取消事件、少額訴訟債権執行手続に付随する事件					○	
	① 民事調停事件					1/2	1/2
	② 刑事事件(別に定めるものを除く。)						○
	③ 略式命令請求事件、交通切符即日処理事件、刑事訴訟法第226条、同法第227条による証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、公訴提起後第一回公判期日前の勾留に関する処分事件、麻薬特例法第5章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起後第一回公判期日前のもの)、組織的犯罪処罰法(平成11年法律第136号)第4章の没収・追徴の保全に関する処分事件(公訴提起後第一回公判期日前のもの)及び心神喪失者等医療観察法(平成15年法律第110号)第24条2項の嘱託による事実の取調べ事件					○	
	④ 保金命令事件及び令状請求事件(警察官職務執行法第3条3項に基づく保護許可状を含む。)及び被疑者国選弁護に関する処分事件					○	○
	a b記載以外のもの						
	b 水曜日昼庁時から木曜日退庁時までの間に申立て又は請求のあったもの					○	

別紙第7

刑事訴訟法429条の準抗告事件の処理について

- 1 法定合議事件（起訴後の事件のみならず，起訴前の事件でも被疑罪名が裁判所法26条2項2号に該当するものを含む。）及び裁定合議事件（起訴後，既に合議決定がなされているもの）並びにこれらの事件の関連事件（同一被告人又は同一被疑者に対する事件に限る。）に関する準抗告の処理

- (1) 第一民事部及び第二民事部が次の構成により，交互に処理する。

ア 第一民事部

- (ア) 判事補（特例）杉浦一輝

判事補（特例）杉浦一輝に差し支えがあるときは，判事酒井孝之が合議体の構成員となる。

- (イ) 判事補（特例）泉地賢治

判事補（特例）泉地賢治に差し支えがあるときは，判事酒井孝之が合議体の構成員となる。

- (ウ) 判事補高木晶大

判事補高木晶大に差し支えがあるときは，判事補大門全が合議体の構成員となる。

- イ 判事補（特例）杉浦一輝が合議体の構成に加わった場合は同判事補（特例）が裁判長となり，同判事補（特例）が合議体の構成に加わらなかった場合は，判事酒井孝之が裁判長となる。

ウ 第二民事部

- (ア) 判事石丸将利

判事石丸将利に差し支えがあるときは，判事補（特例）杉浦一輝又は判事補（特例）泉地賢治が合議体の構成員となる。

(イ) 判事酒井孝之

判事酒井孝之に差し支えがあるときは、判事補（特例）泉地賢治が合議体の構成員となる。

(ウ) 判事補大門全

判事補大門全に差し支えがあるときは、判事補高木晶大が合議体の構成員となる。

エ 判事石丸将利が合議体の構成に加わった場合は同判事が裁判長となり、同判事が合議体の構成に加わらなかった場合は、判事酒井孝之が裁判長となる。

(2) 特別の事由のために、上記(1)の定めによりがたい場合は、所長の定めるところによる。

2 上記1以外の事件に関する準抗告の処理

(1) 刑事部が担当し、次の構成により処理する。

ア(ア) 判事武田義徳

判事武田義徳に差し支えがあるときは、判事酒井孝之、判事補（特例）杉浦一輝又は判事補（特例）泉地賢治が本年度の準抗告担当事件数の少ない者から順（同数の場合はその記載の順）に合議体の構成員となる。

(イ) 判事補（特例）石原和孝及び判事補（特例）道場康介

判事補（特例）石原和孝については2分の1、判事補（特例）道場康介については2分の1の割合で、順次担当する。

判事補（特例）石原和孝及び判事補（特例）道場康介に差し支えがあるときは、判事酒井孝之又は判事補（特例）泉地賢治が本年度の準抗告担当事件数の少ない者から順（同数の場合はその記載の順）に合議体の構成員となる。

(ウ) 判事補稲井雄介

判事補稲井雄介に差し支えがあるときは、判事補高木晶大、判事補大

門全が本年度の準抗告担当事件数の少ない者から順（同数の場合はその記載の順）に合議体の構成員となる。

イ 判事武田義徳が合議体の構成に加わった場合は同判事が裁判長となり、同判事が合議体の構成に加わらなかった場合は、当該合議体の中で、判事補（特例）石原和孝、判事補（特例）道場康介、判事補（特例）杉浦一輝、判事酒井孝之の順で裁判長となる。

(2) 裁判長において、当該準抗告の申し立てられた事件につき、将来合議事件として処理される可能性が極めて濃厚であると認めた場合には、民事部総括裁判官（同裁判官と連絡がとれない場合は、民事部の次順位の裁判官）と協議のうえ、これを前記1の法定合議事件等に関する準抗告事件と同様に扱うことができる。

(3) 特別の事由のために、上記(1)及び(2)の定めによりがたい場合は、所長の定めるところによる。

3 受付及び分配に関する特則

(1) 同一事件（同一記録のもの）について同時に申し立てられた準抗告事件は、受理件数の如何にかかわらず、同一の部が担当する。

なお、その場合、処理件数の計算においては、受付事件番号の数が2件の場合は1件、3及び4件の場合は2件、5件以上の場合は3件とする。

(2) 上記2(1)の刑事部が担当する事件で、同一日に申し立てられた準抗告事件が3件を超えて刑事部に配てられる場合は、上記1及び2の定めにかかわらず、3件を超える件数毎に、民事部（第一民事部、第二民事部）、刑事部の順に交互に分配する。

4 夏季休暇期間中や裁判官の異動など特別の事由のため、上記規定の方法によることを相当としない場合は、所長において、民事部、刑事部の各部総括裁判官及び関係裁判官の意見を聴いた上、相当の期間、これと異なる分配をすることができる。

開 廷 日 割 表

平成27年1月1日現在

高知地方裁判所

庁・部	地 裁					簡 裁			
	民 事	刑 事	須 崎	安 芸	中 村	高 知	須 崎	安 芸	中 村
月						萩原裁判官			
火	第二民事部 民事第三係	合議(隔週) 刑事第一係 (隔週)		○		萩原裁判官	民 事		
水	民事第一係 民事第二係	合議(隔週) 刑事第三係 (隔週)	○	○	刑 事	渡辺裁判官			刑 事
木		合議(隔週) 刑事第二係 刑事第三係 (隔週)	○		民 事	丹生谷裁判官		刑 事	民 事
金	第二民事部 民事第四係	刑事第一係 刑事第二係			民 事	山本裁判官	刑 事	民 事	

(注) いずれも必要があるときは随時に関廷することができる。